外食業特定技能メールマガジン【第11号】 (2020年4月30日)

外食業技能測定試験に合格された皆様(みなさま)の就職(しゅうしょく)や日常 生活(にちじょうせいかつ)における支援情報(しえんじょうほう)など、さまざ まなお役立ち情報(じょうほう)をお知らせします!

◇本号の内容(ないよう)

- 1 出入国在留管理庁(しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう)からのおしらせ
- 2 既(すで)に働(はたら)いている方へ
- 3 COVID-19 に関(かん) する相談・受診(そうだん・じゅしん) について
- 4 その他おしらせ

- 1 出入国在留管理庁(しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう)からのお知らせ
- ・「在留カード」に書いてある在留期限(ざいりゅうきげん)が、2020年3月1日から6月30日までのときは、「在留カード」に書いてある在留期限から3カ月が過(す)ぎる日までに、在留資格(ざいりゅうしかく)の変更(へんこう)の申請(しんせい)、在留期間(ざいりゅうきかん)の更新(こうしん)の申請ができます。
- → http://www.moj.go.jp/content/001316182.pdf (PDF:151KB)
- ・在留資格認定証明書(ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょ)の有効期限(ゆうこうきげん)が「3か月間」から「6か月間」に延長(えんちょう)されています。
- → http://www.moj.go.jp/content/001316954.pdf (PDF:149KB)

2 既(すで)に働いている方へ

COVID-19 により会社の経営(けいえい)が悪(わる)くなっているときでも、外国人であることを理由(りゆう)として、外国人の労働者(ろうどうしゃ)を、日本人より不利(ふり)に扱(あつか)うことは許(ゆる)されません。

- ・厚生労働省リーフレット(やさしい日本語と7言語で掲載(けいさい))
- → http://www.moj.go.jp/content/001317117.pdf (PDF:1779KB)
- 相談機関(そうだんきかん)のご紹介(しょうかい)
- → https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html
- ・COVID-19 により会社の経営(けいえい)が悪くなり解雇(かいこ)されてしまった方で、特定技能外国人として新しく勤(つと)め先を探(さが)したいという方は、

「特定活動(最大(さいだい)1年・就労可(しゅうろうか))」への在留資格変更 許可申請(ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい)を行うことができます。

- → http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00050.html
- 3 COVID-19 に関(かん) する相談(そうだん)・受診(じゅしん) について 次の症状(しょうじょう) がある方は「帰国者(きこくしゃ)・接触者(せっしょく しゃ) 相談(そうだん) センター」にご相談(そうだん) ください。
- ・風邪 (かぜ) の症状 (しょうじょう) や 37.5℃以上の発熱 (はつねつ) が 4 日以上 続 (つづ) いている。
- 強いだるさや息苦(いきぐる)しさがある。

ご相談の結果(けっか)、COVID-19 感染(かんせん)の疑(うたが)いのある場合(ばあい)には、専門(せんもん)の病院(びょういん)を紹介(しょうかい)しています。マスクを着用(ちゃくよう)し、公共交通機関(こうきょうこうつうきかん)の利用(りよう)を避(さ)けて受診(じゅしん)してください。

★帰国者(きこくしゃ)・接触者(せっしょくしゃ)相談(そうだん)センター

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

4 その他おしらせ

- ・試験をこれから受けようとしている知人がいる人へ
- →6月に予定(よてい)されていた国内試験が延期(えんき)になりました。 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/gaikokujinzai-68.pdf (PDF:129KB)
- →受験資格 (じゅけんしかく) が拡大 (かくだい) されました。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html

【編集後記】

4月は出会いと別(わか)れの季節(きせつ)というイメージがありますが、コロナウイルス対策(たいさく)のための自粛(じしゅく)で普段(ふだん)とは雰囲気(ふんいき)がちがった4月でした。ワイワイとお花見することも叶(かな)わないので、筆者(ひっしゃ)は部屋に花を飾(かざ)っています。今回より本メールマガジンの担当者(たんとうしゃ)が変(か)わりました。初回(しょかい)から明るいことを書けずにさみしく思っています。みなさんが健康(けんこう)で日本での生活を送れますよう、祈(いの)っております。これからどうぞよろしくお願(ねが)いします。

※外食業技能測定試験の合格証書(ごうかくしょうしょ)は大切に保管(ほかん)してください。

住所等に変更(へんこう)がある場合は、すみやかに外食業技能測定試験の実施機関 (一般社団法人外国人食品産業技能評価機構)に、Eメール

【 tokutei@otaff.or.jp 】で連絡してください。

「外食業特定技能メールマガジン]

発行:農林水産省 食料産業局 食品製造課 外食産業室

(発行:のうりんすいさんしょう しょくりょうさんぎょうきょく しょくひんせいぞうか がいしょくさんぎょうしつ)

- ★外食業特定技能制度の情報(じょうほう)はこちら
- → http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html
- **★**メールマガジン及びバックナンバーはこちら
- → http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/merumaga.html
- ★メールマガジンの配信変更(はいしんへんこう)、配信解除(はいしんかいじょ)、パスワード再発行(さいはっこう)はこちら
- → http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html